

ISO22000 食品安全マネジメントシステム審査登録制度 JAB 認定範囲分類

2016年01月22日現在

カテゴリに●印のついた範囲は、当協会が食品安全マネジメントシステムに関して JAB から既に認定を取得している範囲です。

ISO/TS22003:2013

クラス	カテゴリ	サブカテゴリ	活動の例
農業・畜産・水産	A 畜産・水産業 (動物生産)	A I 肉/乳/卵/蜂蜜のための畜産	肉, 卵, 乳又は蜂蜜の生産動物 (除く魚・海産物) の飼育, 育成, 保護, 罨での捕獲, 狩猟
		A II 魚及び海産物の生産	魚肉の生産に利用される魚及び海産物の飼育, 養殖, 保護, 罨での捕獲, 漁獲
	B 農業 (植物生産)	B I 農業 (穀類及び豆類を除く)	植物 [食用の園芸作物及び水生植物] の栽培, 収穫
		B II 穀類及び豆類の農業	食用の穀類及び豆類の栽培又は収穫
食品及び飼料の加工	C ● 食品製造	C I 腐敗しやすい動物性製品の加工	魚及び海産物, 肉, 卵, 酪農製品, 魚加工品を含む動物性製品の製造
		C II 腐敗しやすい植物性製品の加工	果実, 生ジュース, 野菜, 穀類, ナッツ, 豆類を含む植物性製品の製造
		C III 腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工 (混合製品)	ピザ, ラザーニア, サンドイッチ, 団子, 惣菜を含む動植物製品の混合による製造
		C IV 常温保存製品の加工	あらゆる食材による, 常温で保管・販売される食品の製造
	D 動物の飼料製造	D I 飼料の製造	畜産動物又は養殖魚向けの, 単一又は複数の食材の混合による飼料の製造
		D II ペットフードの製造	畜産以外の動物向けの, 単一又は複数の食材の混合による飼料の製造
ケータリング	E ● ケータリング		調理場又は外部調理場における, 消費目的の食品の調理, 保管, 又は該当する場合配送
小売, 輸送, 及び保管	F ● 流通	F I 小売/卸売	顧客への最終食品の提供 (小売店, 店舗, 卸売業者)
		F II 食品の仲買/取引	自社の顧客向けの, 又は他社の仲介業者としての食品の売買
	G 輸送及び保管サービスの提供	G I 腐敗しやすい食品及び飼料の輸送及び保管サービスの提供	保管施設及び配送車両を使用した, 腐敗しやすい食品及び飼料の保管及び輸送作業
		G II 常温保存食品及び飼料の輸送及び保管サービスの提供	保管施設及び配送車両を使用した, 常温保存食品及び飼料の保管及び輸送作業
付帯サービス	H サービス		給水, 有害生物防除, 清掃・洗浄サービス, 廃棄物処理を含む, 食品の安全な製造に関するサービスの提供
	I ● 食品包装, 及び包装資材の製造		食品包装資材の製造
	J 装置の製造		食品加工装置及び自動販売機の製造開発
(生化学) 化学製品	K ● (生化学) 化学製品の製造		食品及び飼料に加える添加物, ビタミン, ミネラル, 培養物, 香料, 酵素, 加工助剤の製造 農薬, 化学薬品, 肥料, 清掃・洗浄剤

注: 「ISO/TS22003: 食品安全マネジメントシステム - 食品安全マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」